

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	2月に行われる「入園説明会」において、「入園案内兼重要事項説明書」に明示されている「保育理念」及び「保育目標」を読み上げて周知を図っている。保育理念としては、「おもいっきり遊ぶ おもいっきり学ぶ」、「『やさしく・つよく生き抜く力』をはぐくみます」を掲げると共に、保育目標として、「すくすく育つ／健全な心と健康な身体」、わくわく遊ぶ／積極的に学ぶ好奇心 豊かな好奇心 豊かな創造力と自己表現力、「いきいき過ごす／自ら考え行動する自発力 地域で育む思いやりと広い視野」を掲げている。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	園長は、全社的に行われている「VIPRO活動」の中の毎月開催される「VIPRO会議」に出席し、「VIPRO委員会」で討議される経営環境や経営状況を把握する取り組みを行っている。園長は、毎月「拠点別収支管理表」を作成し、収支分析を行っている。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	「VIPRO会議」等で提示される経営課題について、現場単位で事業計画推進管理を行い、現場レベルの行動計画を策定し、個別の課題を計画的に改善する取り組みを行っている。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	「VIPRO委員会」において、全社的な中・長期的なビジョン実現に向けた方針や行動戦略の取りまとめを行うと共に、事業現場からの報告を踏まえた対応方針を取りまとめる取り組みを行っている。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	「VIPRO委員会」及び「VIPRO会議」等で策定した中・長期計画に基づいて事業毎の単年度計画が策定されている。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	「VIPRO会議」で策定された事業計画と実際の現場での実施状況を把握し、ヒヤリングを含めた評価・見直しが行われ、職員会議等で周知し理解を深める取り組みを行っている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	事業計画は、ホームページ等に掲載すると共に、保護者会等で周知し、理解を促す取り組みを行っている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	年間研修計画を策定し、園内研修は、「児童虐待防止」、「ヒヤリハット」、「コンプライアンス」等の毎月のテーマに沿って実施すると共に、私立保育園協会やさいたま市、埼玉県社会福祉協議会等の外部研修にも積極的に参加し、福祉サービスの質の向上に向けた取り組みを行っている。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	職員会議等において、取り組むべき課題を明確にしている。入職後間もない保育士については、園長、主任保育士等が個別に指導を行い、計画的に改善策を実施している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ－１ 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－１－（１） 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ－１－（１）－① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	園長は、職員会議等において、役割と責任について表明し、日頃から職員とのコミュニケーションを図り信頼関係の構築に努めている。
Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	年に1回、コンプライアンス研修を実施し、常に職員全員の法令遵守の意識を高める取り組みを行っている。
Ⅱ－１－（２） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ－１－（２）－① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	法人内の園長会議、さいたま市私立保育園協会等の研修に積極的に参加し、さいたま市桜区公立保育園情報交換会においては、公開保育にも取り組み、福祉サービスの質の向上に意欲を持つと共に、指導力を発揮している。
Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	経営の改善や業務の実行性を高めるため、各種帳票の整理、マニュアル化を図ると共に、事務業務の簡素化に努めることで、残業時間を減らし、保育園運営の円滑化を図っている。

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。		
Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	人材の確保については、支店において一括して採用計画の立案から採用まで行っている。また、職員は一人ひとり支店面接を受け、現状の把握と要望を述べる機会を設けている。
Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a	人事管理は、法人が一括して行い、各保育園の実情に合わせて配属先を決定している。法人内の異動を実施することで、適材適所の人事管理を行っている。
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	交替で休憩を取れるよう配慮すると共に、職員の子どもの学校行事等には出来るだけ休暇を取って参加を促すことで、働きやすい環境づくりに取り組んでいる。
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	年間研修計画を策定し、職員の質の向上に向けた取り組みを行っている。研修内容は、「園外危機管理研修」、「児童虐待法」、「ヒヤリハット研修」、「コンプライアンス研修」、「保護者対応事例研修」、「冬季感染症対策と予防研修」等多岐に亘っている。
Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	新入職員は、支店において「入社時研修」を受講し、2年未満常勤スタッフは、本社の「保育士スキルアップ研修」、3年以上の常勤スタッフ（保育スタッフ・調理スタッフ・看護スタッフ）は「コーチング研修」、「主任保育士研修」、さいたま市私立保育園協会が主催する「運動遊び」、「食育研修」等の様々な研修を受講することで、職員の質の向上に取り組んでいる。
Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	職員の能力及び希望等を総合的に勘案し、研修への参加者の人選を計画的に行うと共に、できるだけ多くの職員が参加できるようにする取り組みを行っている。
Ⅱ－２－（４） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	保育実習生受け入れマニュアルには、「保育士資格と保育実習について」、「実習の流れ」、「実習生の支援体制と保険」、「実習生が事故を起こした場合」等が記載され、受け入れ態勢を整備している。

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		

Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	運営の透明性を確保するため、ホームページを頻繁に更新すると共に、園内見学は随時受け付けている。保育参加、保育参観等を積極的に行い情報公開が行われている。
Ⅱ－３－（１）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	毎月1回（原則1日、土日の場合は月曜日）に発行する「園だより」「ほけんだより」、毎月末に発行する「給食だより」及び「給食献立表」を配付し、運営等の透明性を高める取り組みを行っている。

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	近隣にある埼玉大学教育学部とは開設以来交流が続いており、同大学の畑で夏はジャガイモ掘り、冬は薩摩芋掘りを体験させてもらっている。
Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティアの支援体制を整備すると共に、学生ボランティアを受け入れ、保育士体験を実施している。
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ－４－（２）－① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	行政、医療機関、第三者委員、さいたま市公私立保育園等の社会的資源と連携することで、保育サービスの質の向上を目指している。
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ－４－（３）－① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	「年間子育て支援計画」を作成し、地域の未就園児と保護者を対象に保育園を体験してもらったり、「さいたま子育て情報交換会」に参加し、1年以内にさいたま市民になった0～1歳児親子に対して情報の提供を行っている。
Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	さいたま市桜区公私立保育園情報交換会に参画し、公開保育を持ち回りで実施する取り組みを行っている。当園も昨年度開催した。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－１－（１） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	「保護者会」、「クラス懇談会」を開催すると共に、各種行事後にアンケートを実施し、開催日時や開催場所、内容が適切であったか等の保護者の意向や要望を聞き、次回開催の参考にしている。
Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	印刷物（広報誌、園だより、パンフレット等）、展示物、WEBサイト、広告等への掲載やマスコミからの取材・撮影・報道については、「取材及び肖像使用等に関する同意書」の提出を求めている。
Ⅲ－１－（２） 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ－１－（２）－① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	利用希望者は、ホームページや桜区に提供している在園者数等を閲覧できるようにしている。見学希望者は、随時受け入れて必要な情報を提供する取り組みを行っている。
Ⅲ－１－（２）－② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	サービスの開始にあたっては、「入園案内兼重要事項説明書」を使用して丁寧な説明を行っている。サービスの変更については、保護者会等で口頭及び文書で説明している。
Ⅲ－１－（２）－③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	育児休業中の保護者の場合は、短時間保育で対応することで、退園することなく継続して保育サービスを受けられるように配慮している。
Ⅲ－１－（３） 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	利用者の満足度の上昇を目的として、各種行事後のアンケートを活用すると共に、日頃の送迎時に保護者の意向や要望を把握する取り組みを行っている。
Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	「入園案内兼重要事項説明書」に「保育内容に関する相談について」として、「相談・苦情処理受付担当者」、「第三者委員」の氏名及び連絡先電話番号が記載しており、入園説明会等で周知している。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	送迎時に保護者とのコミュニケーションを積極的に行い信頼関係を築くと共に、「保護者会」や「運営委員会」を定期的開催し、意見交換の場を設けている。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	利用者からの相談や意見は、基本的に担任が対応するが、相談内容によっては主任、園長、支店、本社まで組織的に関わる体制を整えている。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	全社的な「危機管理マニュアル」を整備している。それ以外に、園周辺の危険箇所等の確認と対応策を定めている。「ヒヤリハット報告書」については、中礼で情報を共有し、事故に繋がらないよう周知している。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	「危機管理マニュアル」の「保健・衛生管理について」の中に、「感染症」の項目があり、感染症予防及び発生時における安全確保の体制を整備し、発生時には、園内掲示で注意喚起する取組を行っている。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	「年間避難訓練計画」を作成し、火災を想定した訓練は毎月、地震を想定した訓練は隔月に行っている。不審者対策については、「年間防犯計画」を作成し、奇数月に実施している。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	本社保育管理部が作成した「保育業務マニュアル」には、標準的な保育サービス全般の実施方法が詳細に記載されている。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	各担任が、年度における各クラスの「行事・歌・製作・持ち帰り製作・食育・研修」を月別の年度計画（プロポーザルシート）として作成し、前年度の見直しを行っている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	入園説明会で配付する「児童票」に、家族の状況、かかりつけ医院、生育暦等の基本情報を記入し、入園前の「三者面談」に持参してもらい、個別の状況を聞き取り、「月間個別指導計画」を作成している。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	保育サービスを実践する上で新たに表出した個別の課題等を職員会議等で検討し、次月の「月間指導計画」を作成する段階で評価・見直しを行っている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	毎日の保育サービスの記録は、「保育日誌」や「ミーティングノート」に記載し、全職員が確認することで情報を共有する取組を行っている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	利用者に関する帳票類は、「帳票ボックス」でクラス毎に鍵のかかる書庫で管理し、園外への持ち出しは禁止している。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	保育理念、保育目標等に基づき保育課程を編成している。「年間指導計画」には、歳児ごとに保育目標、ねらい、養護、教育、食育、健康・安全、環境設定、配慮事項、保護者支援、行事等を四半期ごとに詳細に記載している。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と養育の一体的展開		

<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>a</p>	<p>園舎内は、冷暖房、床暖房、空気清浄機を完備し、クッション性のある床材、子どもの指が挟まれないように工夫された扉、年齢に応じて高さを変えた洗面所の蛇口等を整備することで、子どもが快適に過ごせる環境を確保している。</p>
<p>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの家庭環境や生育状況は一人ひとり異なっていることに配慮し、特に発達障害のある子どもには、大学や児童発達支援センター等の巡回指導やアドバイスを受けている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。</p>		<p>食事・排泄・衣類の着脱等の基本的な生活習慣は、特に1~2歳児については、月齢の違いでできるようになる時期は一人ひとり異なるため、個別に対応して援助している。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>夏は、プールで使える玩具作りや埼玉大学の畑でジャガイモ掘りをしたり、冬は、牛乳パックで羽子板を作ったり、ビニールで凧を作ったりすることを通じて、子どもが主体的に活動し、生活と遊びを豊かにする取り組みを行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>乳児（0歳）については、養護と教育が一体的に展開されるように、適切な環境を整備すると共に、詳細な保育課程を編成している。園舎の床は、床暖房を完備しているため、乳児は冬でも軽装で動き回れるようになっている。乳児は、この時期に身長や体重の増加、著しい発育・発達が見られるため、保育士が応答的かつ積極的に子どもに働きかけ、発達段階に応じた保育を実践している。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳児未満児（1・2歳児）の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳未満児（1・2歳児）は、歩き始め、手を使い、言葉を話すようになるため、身近な人や身の回りのものに自発的に働きかけていく時期である。2歳児は、食事や衣類の着脱を自分でやろうとしたりする。一人ひとりの状況に即した保育を実践するよう配慮している。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳以上児は、基本的な生活習慣である食事・排泄・衣類の着脱等が自立できるようになる。子ども一人ひとりの発達段階に配慮して保育内容を実践している。保護者からは、読み書きを教えて欲しいという要望が強いが、当園では読み書きより「落ち着いて座ってられる子ども」にすることを目標にしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>障害のある子どもを受け入れる態勢を整えている。園舎内はバリアフリーであり、保育士は、障害児研修等に参加して知識を深める取り組みを行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育時間は、月曜日から金曜日までは7:30~18:30、土曜日は7:30~18:30が標準時間であり、平日の18:30~20:30は、異年齢保育とし自由遊びの延長保育となっている。20:00まで延長保育の幼児には19:00におやつ（せんべいやビスケット）、20:30まで延長保育の園児には19:00に補食（ロールパン）を提供している。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>小学校には、「保育所児童要録」を作成し送付している。さいたま市教育委員会が主催する「保幼小連携研修会」に参加している。当研修会は、市内の保育園、幼稚園から小学校への保育、教育の円滑な継続を目指すことを目標に開催され、保育園、幼稚園、小学校間の情報交換の場として活用している。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>毎日の検温を保育日誌に記入している。毎月1回身体測定を実施し、入園から卒園まで「児童票」の「身体測定記録」、「身体測定グラフ」に記入し、子ども一人ひとりの健康管理を行うと共に、「ほけんだより」を毎月発行し家庭での健康管理に役立てる取り組みを行っている。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>定期健康診断は、毎年5月と11月に実施し、歯科検診は6月に実施している。健診結果は、保護者にコピーを配付すると共に、原本は保育日誌に綴じている。</p>

<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対し、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>入園時に保護者から提出してもらった「児童票」に記入してもらい、さらに「食物アレルギーに関するアンケート」を提出してもらい、かかりつけ医の診断結果を保育園で保管している。さいたま市保育課の指導により、「保育所等のアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）」を年1回提出してもらっている。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>給食方針に「おもいっきりみんなで食べられる給食」を、給食目標に「給食をわくわく楽しみにする子ども」、「食べたい物好きなものが増えすくすく育つ子ども」、「みんなとなかよく食べられる子ども」を掲げている。月1回は、アレルギー原因食材を使わない「おもいっきり給食」を実施し、全員で給食を楽しむ取り組みを行っている。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>成長段階に合わせた栄養管理、季節感のある献立を作成している。有害な食品添加物や遺伝子組み換え品、加工食品は極力使用せず、安全な食材を使用している。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>「おたよりポスト」（苦情等受入れ意見箱）という個別ノートを用意して、子どもの様子や状態を保育園と保護者の連絡に使用している。送迎時には、担任は保護者と積極的にコミュニケーションを取るようになっている。</p>
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>それぞれの家庭環境によって個別に対応している。保護者の不安や相談は、基本的にいつでも聞いてあげる環境を整え、保護者に対して情報を与えることで「子育て支援」をしている。</p>
<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>虐待防止に関しては、全社的にマニュアルを作成すると共に、「オープニング研修」、「入社時研修」や年1回「児童虐待防止強化月間」を設け、児童虐待の防止と早期発見に取り組んでいる。</p>

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>		
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>年度末に常勤職員全員が「目標管理シート」を上司に提出し、自己評価及び上司の評価を受けることになっている。</p>